Ⅳ　政党の関係

１　民主党

○平成２１年　４月１０日	古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が民主党の直嶋政策調査会長等に対し要請活動
○平成２１年　４月２２日	「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」を決定
○平成２１年　５月１３日	古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が民主党代表選挙立候補者へのアピールを実施
○平成２１年　６月１８日	会長、古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）等が民主党の鳩山代表等に対し要請活動
○平成２１年　８月　７日	地方分権改革に関する公開討論会
○平成２１年　９月　９日	地方六団体会長が民主党の鳩山代表及び菅代表代行に対し「国民生活の向上と安心を目指した国と地方の協議の早期開始について」要請
○平成２１年　９月　９日	民主党、社会民主党、国民新党の三党が、連立政権樹立で合意
○平成２１年１２月１６日	「平成 22 年度予算重要要点」を決定し、鳩山内閣総理大臣に提出

2009 年 4 月 22 日

霞が関の解体・再編と地域主権の確立

民主党　分権調査会
会長　玄葉　光一郎

Ⅰ．基本理念

１．基礎的自治体重視の新しい「国のかたち」

○霞が関の組織と地方を支配する権限を解体し、新たな中央政府を樹立する。その結果、霞が関に支配され続けていた自治体は、地域のことを地域で決める主権を回復する。

○中央集権制度を抜本的に改め、日本の統治の仕組みを分権型社会に変えることで日本全体を再生する。地方のことは権限も財源も地方に委ねることにより、陳情政治からの脱却を図り、国会議員も国家公務員も国家レベルの仕事に専念できるようにする。

○地方分権国家の母体を、道州のような広域自治体ではなく、住民に一番身近な基礎的自治体とし、全国を最終的には 300 程度の基礎的自治体にすることを目標とする。生活に関わる行政サービスをはじめ、基礎的自治体が対応すべき事務事業が全て行えるよう、権限（立法権・執行権）と財源を大幅に移譲し、国と基礎的自治体による新たなる「国のかたち」をめざす。

○中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安に加え、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済ルールの確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。

○基礎的自治体が担えない事務事業については、当面は広域自治体が、広域自治体が担えない事務事業については国が担うという「補完性の原理」を徹底する。

○中央官僚による地方支配の源泉、利権の温床となっている中央からの個別補助金は全廃する。地方交付税を含め、地方固有の財源を保障する真の地方自治を実現する。中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減することで、財政の健全化にもつなげる。

２．自治体の多様性を踏まえた地域主権

○わが国には人口約 360 万人の横浜市から人口約 200 人の青ヶ島村（東京都）まで多様な基礎的自治体が存在する。また離島や山間地など、基礎的自治体が置かれている地理的条件も様々である。そうした基礎的自治体の多様性を尊重した地域主権を推進する。

○自治体は財政の健全化、行政サービスの向上など不断の自己改革を行うと

ともに中央政府から権限・財源・人材を奪い取る気概が必要である。一方、国は自治体に対して適切な支援を行うことなどで、どこに暮らそうとも安心な国を目指す。

Ⅱ．当面目指すべき国のかたち

○ 本報告では、2007 年 5 月にまとめた中間報告を踏まえ、上記の新しい「国のかたち」に至るまでの、過渡的な（5～10 年後）国と地方のあり方のイメージを提示する。

1．霞が関の解体と再編（新たな中央政府の樹立）

○ 省庁に対して資料提供等の強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、霞が関にメスを入れる。同会議の下、下記の改革を進め、新たな中央政府を構築する。

- 国の役割を大幅に限定して事務事業の多くを地方へ移譲するという観点から事務事業の見直しを集中的に行う。
- 地方の自由度を高めるため、法令による義務付け・枠付けを大幅に見直す。
- 霞が関の出先機関である地方支分部局は、原則廃止し、国と地方の二重行政を解消する。
- 国の役割を大幅に限定することに伴い、各省庁の業務はスリム化される。そのため、省庁を再編することも含め、省庁のあり方を抜本的に見直す。その際、子どもや家庭に係わる問題について一元的に政策立案・遂行する「子ども家庭省」を設置するなど、霞が関の縦割り行政を是正する観点を重視する。
- 民主党はかねてから国会議員定数の１割以上削減を提案しているが、国の役割を限定することに合わせて定数をさらに削減することを検討する。
- 国と地方の協議を法制化し、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から真の「対等・協力の関係」へと改めることで、地方も政策遂行の責任を共有する。

○ これらの改革により、国・基礎的自治体・広域自治体の役割を下記の通りとする。

【国の役割】

- 外交、防衛
- 危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障
- 立法・司法
- 国民の生存に関わる最低水準の確保

・ 通貨、市場経済ルールの確立
・ 教育・社会保障の最終責任及び主な現金給付サービス
・ 国家的大規模プロジェクト
・ 規模の観点から国が行うことが不可欠な事務事業　　など

【基礎的自治体の役割】
・ 上記の国の事務事業以外は基本的に基礎的自治体が行う（特に個人の生活や家族・家庭生活を補完する事務事業）

【広域自治体の役割】
・ 市町村の事務事業のうち、広域的に実施することが必要であるといった理由により、市町村が担えない事務事業

２．自治体の再編

（１）再編の全体像

○ 国から都道府県・基礎的自治体に対して大幅に事務事業を移譲する。それとともに都道府県が担っている事務事業の２／３程度を基礎的自治体に移譲する。
○ その結果、国と都道府県の役割が大幅に縮小し、基礎的自治体の役割が大幅に拡充される。
○ 国・都道府県・市町村の事務事業に応じた公務員数とするとともに、国から地方に支出される個別補助金を廃止することにより、国家公務員の総人件費を削減する。国から都道府県・基礎的自治体、都道府県から基礎的自治体への人的資源の再配分を促進する。

（２）基礎的自治体の執行権の拡充

○自治体の自主性を尊重しつつ、第２次平成の合併等を推進することにより、現在の市町村を当面 700～800 程度に集約し、基礎的自治体の能力の拡大に努める。政権獲得後３年目までに基礎的自治体のあり方の制度設計を進め、その後に第２次平成の合併を行うこととする。
○合併等により集約をする市町村に対して一定期間、一括交付金の算定で優遇措置を講ずる。
○基礎的自治体の能力拡大の程度に応じて、当該自治体が担う事務権限を設定する。その際、人口 30 万人程度の基礎的自治体については、現在の政令市と同等レベルの事務権限を設定できるようにする。
○基礎的自治体が担うことを期待される事務事業を規模の面などから担えない場合には、広域連合制度を活用するなどして、近隣基礎的自治体もしくは都道府県が当該事務事業を担うこととする（広域連合設立時における総

務大臣や都道府県知事の認可を不要にするなど、広域連合制度をより活用しやすい制度に改める)。

（３）広域自治体の執行権の縮小

○ 基礎的自治体への事務事業の移譲により、5～10 年後には都道府県の役割は現在の１／３～1／２を目指す。(国から基礎的自治体に移譲する事務事業のうち基礎的自治体が規模の面などから担えないものは、当面都道府県が担い、段階的に基礎的自治体に移行する。また、現在の都道府県の事務事業である産業振興、都道府県立大学・研究機関、大規模災害対応、河川などについても、当面都道府県が担っていく。)

○ 第２次平成の合併等によっても規模拡大に至らない基礎的自治体に対する権限移譲は限定的なものとなることから、小規模な基礎的自治体が対応できない事務事業は引き続き都道府県が担っていく（広域連合制度を活用するなどして近隣の基礎的自治体が担う場合はこの限りではない)。

○ 国の地方支分部局を原則廃止した後、現在の地方支分部局の事務事業である河川（県域を越えて流れるもの）管理等の広域的対応が必要な事務については、都道府県が連携し、広域行政機能を強化することによって対応する。

○ 政令市に対する都道府県の役割は、政令市と他の市町村との調整に限定する。

○ 当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とする。ただし、都道府県が合併することや都道府県の枠組みを残したまま連合を組むことは、地域の自主性に委ねる。

３．自治体の立法権の確立

○ 政府の地方分権改革推進委員会が「第２次勧告」で示した義務付け・枠付けの見直しは最低限度のものである。自治体の立法権を確立すべく、同委員会が見直しの対象外としている 4,389 条項について、下記の方針に沿って更なる見直しを進める。

○ 法令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、①法令の規定を廃止する、②法令に条例で変更できる（所謂「上書き権」）旨や③地方の条例に委ねる旨の規定を設けること等により、例えば、認可保育所の設置基準や公営住宅の入居要件など、地域住民の視点に立脚した形で事務事業の基準等を決められるようにする。ただし、医薬品の承認、原子力発電の安全確保といった人命や環境に重大な影響を及ぼす事務事業の基準、義務教育の一定水準を確保するための基準などについては、中央政府が決定する。

○ 国民生活に直結する分野の義務付けについては、半年から１年間で見直し

を進め、自治体が国の法令を上書きできるようにするなど、関係法令を改正する。

４．自治体の財源の確立

○ 地域で決めたことを確実に実行できるようにするため、使途が自由な財源を自治体が安定的に確保できるようにする。

○ 霞が関による地方支配の根源である「ひも付き補助金」を廃止し、自治体の自由度を高める。

（１）補助金等の一括交付金化

①一括交付金制度の創設

○ 現在国から地方に交付されている全ての補助金等を廃止して、自治体が原則としてその裁量により使途を決めることができる一括交付金に改める。その結果、住民のニーズに合った良質なサービスの提供が可能になる。

②一括交付金の交付基準

○ 各自治体に交付される一括交付金の額は下記交付額Ａ、交付額Ｂの合計額とする。

・交付額Ａ：義務教育、生活保護、国民健康保険、老人保健医療、介護保健事業など、国が積極的に役割を果たすべき部分
⇒事務事業を適正な水準で実施するために必要な財源のうち、国が負担する額として算定した額（＝基本的には、現行基準による支出額）。

・交付額Ｂ：公共事業や下水道など、交付額Ａ以外の部分
⇒一括交付金制度の創設に伴う経費の節減分を除いた上で、格差是正の観点から、自治体の財政力や財政需要等を反映する指標を用いること等により算定した額。

○ 基礎的自治体の執行権の拡充に合わせ、基礎的自治体に重点的に配分する。

（２）新たな地方財政調整等に関する制度の創設

○ 自治体が事務事業を適正な水準で実施するために必要な財源を確保できるようにする。

○ そのため、一括交付金と地方交付税の一本化を含め、現行の地方交付税制度よりも財源保障と自治体間の財政調整の機能を充実・強化した、地方財政調整等に関する新制度を創設する。

○ 自治体が安定して運営できるようにするため、中央政府が頻繁かつ恣意的に、自治体に交付する額を変動できない仕組みとする。

○ 国から地方への事務事業の移譲により、地方の役割が拡大することに合わ

せて、新たな財政調整等に関する制度の原資を拡大していく。

（３）国の直轄事業の地方負担金制度の廃止

○ 道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約１兆円の負担をなくす。

○ 負担金制度の廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置する。

○ その結果、自治体が従来負担金に充てていた財源の使途を自由に決めることができるようになるという効果も期待できる。

（４）その他

○ 基礎的自治体の執行権を拡充し、広域自治体の執行権を縮小することに伴い、現在の都道府県と市町村の税源配分のあり方について検討する。

５．自治体のガバナンス強化・コミュニティの再生

○国から地方に事務事業を大幅に移譲することに伴い、地方議会の条例立案等の機能強化を図る。また、議員数や議員の任期など地方議会に対する法律等の画一的な縛りを極力撤廃して、地域の実情にあった議会運営を自治体自らの選択によって行うことができるようにする。

○分権型社会に移行することにより、地方議会の責任や役割が拡大する。サラリーマン等も地方議員になることが容易となるように制度改正を進め、より広く人材を活用できるようにする。

○自治体の財政の健全性を高めるとともに、住民に対する説明責任を果たすため、監査制度を充実強化するとともに、新しい会計制度の整備を進める。

○政令市もしくは合併により面積・人口が大きくなった自治体において、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限をもった自治区を設けることができるようにする。

○都市部ではコミュニティの意識が希薄となっていること、農山漁村部では過疎・高齢化によりコミュニティが崩壊しつつあること等も踏まえ、コミュニティの中心的な活動主体となりつつあるＮＰＯに対して、税制改革等を通じて財政基盤強化のための支援を行い、コミュニティを活性化させる。

○ 市民等が自立した活動を展開し、公共サービスの提供者となる「新しい公共」を促進する。

終わりに

民主党は政権交代によって、地域主権を確立し、基礎的自治体を重視した新しい国を創る。

以上

道州制に対する考え方

① 民主党は、基礎的自治体重視の地域主権を推進する。
② 基礎的自治体を合併等により集約してその規模を拡大するとともに、人口30 万人程度の基礎的自治体に対して政令指定都市と同等の事務事業を国と都道府県から移譲するなど、基礎的自治体の能力を拡大する。
③ ただし、規模拡大に至らない基礎的自治体に対する権限移譲は限定的なものとなることから、小規模な基礎的自治体が対応できない事務事業は引き続き都道府県が行う（広域連合制度を活用するなどして近隣の基礎的自治体が担う場合はこの限りではない）。この他、都道府県は基礎的自治体間の調整など限定的な役割を担う。
④ こうした都道府県と基礎的自治体の役割分担等により、都道府県の役割は５～10 年後には現在の１／３～１／２に縮小し、現在のままの都道府県の枠組みを維持することは非効率になることも考えられる。そのため、都道府県が自主的に合併（＝都道府県の枠組みをなくす）することや連合（＝都道府県の枠組みを残す）を組むことに加えて、自主的な集約による州（＝都道府県の枠組みをなくす）の形成を選択できるようにすることも検討すべきと考える。
⑤ その後、さらに基礎的自治体の規模と能力を拡大するとともに、都道府県もしくは州の役割を縮小することにより、最終的には国と 300 程度の基礎的自治体による新たなる「国のかたち」をめざす。

以上

国の直轄事業負担金制度に対する考え方

国の直轄事業に対する地方負担金制度は、自治体の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国から自治体に一方的に負担させるものである。そのため、民主党は2008年2月に提出した「道路特定財源制度改革法案」の中で、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止とともに、国直轄事業負担金制度の廃止を提案した。

政府・与党の「三位一体改革」や急激な経済の悪化によって地方財政が逼迫する中で、同制度に対して地方から批判の声が上がっていることに鑑み、改めて同制度に対する民主党の考え方を提示する。

（１）負担金制度の廃止

○道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約１兆円の負担をなくす。

○政府・与党の臨時交付金案のような暫定措置ではなく、恒久措置とする。

○負担金制度の廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置する。（現行制度では、地方交付税を算定する際に用いる基準財政需要額に負担金を地方の支出として算入している。そのため、負担金制度を廃止する一方、地方交付税制度をそのままにすれば基準財政需要額が減少し、各自治体に交付される地方交付税の額が減少することとなる。）

○その結果、自治体が従来負担金に充てていた財源の使途を自由に決めることができるようになるという効果も期待できる。

（２）国の直轄事業のあり方の見直し

○当面、国が直轄事業の必要性を検証し、真に必要な事業について優先順位を明確にした上で着実に実施していく。

○国と地方の役割分担を抜本的に見直す中で、直轄事業を担っている国の出先機関を原則廃止することにより、直轄事業の多くを権限と財源とともに地方に移譲する。

以上

新たなる「国のかたち」に至るまでの工程イメージ

	霞が関の解体と再編	基礎的自治体の執行権の拡充		広域自治体の執行権の縮小		自治体の立法権の確立	自治体の財源の確立	
政権交代 1年目	・「行政刷新会議」の設立 ・事務事業の集中的見直し ・国の出先機関の原則廃止の決定 ・国と地方の協議の法制化⇒基本法（含：一括交付金）の制定						・一括交付金の制度設計 ・国直轄事業の地方負担金制度の廃止	・新たな財政調整制度の制度設計（新たな地方税制の制度設計も含む）
2年目	・中央省庁のあり方の見直し／地方支分部局の原則廃止	・第2次平成の合併等の制度設計	・国・都道府県からの事務権限移譲	・基礎的自治体への事務権限移譲		・法令による義務付け・枠付けの見直し	・一括交付金の交付スタート（場合により段階的に実施）	
3年目								
4年目		・第2次平成の合併等			・都道府県の合併、連合の形成		地方交付税との一本化？	・新たな地方財政調整制度による交付スタート
5年目								
6年目								
7年目								
8年目								
9年目								
10年目								

新 た な る 「 国 の か た ち 」

三党連立政権合意書

民主党、社会民主党、国民新党の三党は、第４５回衆議院総選挙で国民が示した政権交代の審判を受け、新しい連立政権を樹立することとし、その発足に当たり、次の通り合意した。

一　三党連立政権は、政権交代という民意に従い、国民の負託に応えることを確認する。

二　三党は、連立政権樹立に当たり、別紙の政策合意に至ったことを確認する。

三　調整が必要な政策は、三党党首クラスによる基本政策閣僚委員会において議論し、その結果を閣議に諮り、決していくことを確認する。

２００９年9月9日

民 主 党 代 表

社会民主党党首

国 民 新 党 代 表

2009 年 9 月 9 日

連立政権樹立に当たっての政策合意

民　主　党
社会民主党
国民新党

国民は今回の総選挙で、新しい政権を求める歴史的審判を下した。
その選択は、長きにわたり既得権益構造の上に座り、官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改めることを求めるものである。

民主党、社会民主党、国民新党は連立政権樹立に当たって、2009 年 8 月 14 日の「衆議院選挙にあたっての共通政策」を踏まえ、以下の実施に全力を傾注していくことを確認する。

◇　◇　◇　◇　◇　◇

小泉内閣が主導した競争至上主義の経済政策をはじめとした相次ぐ自公政権の失政によって、国民生活、地域経済は疲弊し、雇用不安が増大し、社会保障・教育のセーフティネットはほころびを露呈している。
国民からの負託は、税金のムダづかいを一掃し、国民生活を支援することを通じ、我が国の経済社会の安定と成長を促す政策の実施にある。

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

１．速やかなインフルエンザ対策、災害対策、緊急雇用対策

○ 当面する懸案事項であるインフルエンザ対策について、予防、感染拡大防止、治療について、国民に情報を開示しつつ、強力に推し進める。

○ 各地の豪雨被害、地震被害、また天候不順による被害に対し速やかに対応する。

○ 深刻化する雇用情勢を踏まえ、速やかに緊急雇用対策を検討する。

２．消費税率の据え置き

○ 現行の消費税５％は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。

３．郵政事業の抜本的見直し

○ 国民生活を確保し、地域社会を活性化すること等を目的に、郵政事業の抜本的な見直しに取り組む。
「日本郵政」「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の株式売却を凍結する法律を速やかに成立させる。日本郵政グループ各社のサービスと経営の実態を精査し、「郵政事業の 4 分社化」を見直し、郵便局のサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築する。
郵便局で郵便、貯金、保険の一体的なサービスが受けられるようにする。
株式保有を含む日本郵政グループ各社のあり方を検討し、国民の利便性を高める。

○ 上記を踏まえ、郵政事業の抜本見直しの具体策を協議し、郵政改革基本法案を速やかに作成し、その成立を図る。

４．子育て、仕事と家庭の両立への支援

安心して子どもを産み、育て、さらに仕事と家庭を両立させることができる環境を整備する。

○ 出産の経済的負担を軽減し、「子ども手当（仮称）」を創設する。保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消につとめる。学童保育についても拡充を図る。

○ 「子どもの貧困」解消を図り、2009 年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する。母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

○ 高校教育を実質無償化する。

５．年金・医療・介護など社会保障制度の充実

○ 「社会保障費の自然増を年 2,200 億円抑制する」との「経済財政運営の基本方針」（骨太方針）は廃止する。

○ 「消えた年金」「消された年金」問題の解決に集中的に取り組みつつ、国民が信頼できる、一元的で公平な年金制度を確立する。「所得比例年金」「最低保障年金」を組み合わせることで、低年金、無年金問題を解決し、転職にも対応できる制度とする。

○ 後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
医療費（ＧＤＰ比）の先進国（ＯＥＣＤ）並みの確保を目指す。

○ 介護労働者の待遇改善で人材を確保し、安心できる介護制度を確立する。

○ 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

６．雇用対策の強化―労働者派遣法の抜本改正―

○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

○ 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

○ 雇用保険の全ての労働者への適用、最低賃金の引き上げを進める。

○ 男・女、正規・非正規間の均等待遇の実現を図る。

７．地域の活性化

○ 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。

○ 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

○ 生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする戸別所得補償制度を販売農業者に対して実施し、農業を再生させる。

○ 中小企業に対する支援を強化し、大企業による下請けいじめなど不公正な取引を禁止するための法整備、政府系金融機関による貸付制度や信用保証制度の拡充を図る。

○ 中小企業に対する「貸し渋り・貸しはがし防止法（仮称）」を成立させ、貸付け債務の返済期限の延長、貸付けの条件の変更を可能とする。個人の住宅ローンに関しても、返済期限の延長、貸付け条件の変更を可能とする。

８．地球温暖化対策の推進

○ 温暖化ガス抑制の国際的枠組みに主要排出国の参加を求め、政府の中期目標を見直し、国際社会で日本の役割を果たす。

○ 低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。

○ 国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る。

○ 新エネルギーの開発・普及、省エネルギー推進等に、幅広い国民参加のもとで

積極的に取り組む。

９．自立した外交で、世界に貢献

○ 国際社会におけるわが国の役割を改めて認識し、主体的な国際貢献策を明らかにしつつ、世界の国々と協調しながら国際貢献を進めていく。個別的には、国連平和維持活動、災害時における国際協力活動、地球温暖化・生物多様性などの環境外交、貿易投資の自由化、感染症対策などで主体的役割を果たす。

○ 主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる。日米協力の推進によって未来志向の関係を築くことで、より強固な相互の信頼を醸成しつつ、沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。

○ 中国、韓国をはじめ、アジア・太平洋地域の信頼関係と協力体制を確立し、東アジア共同体（仮称）の構築をめざす。

○ 国際的な協調体制のもと、北朝鮮による核兵器やミサイルの開発をやめさせ、拉致問題の解決に全力をあげる。

○ 包括的核実験禁止条約の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期実現に取り組み、核拡散防止条約再検討会議において主導的な役割を果たすなど、核軍縮・核兵器廃絶の先頭に立つ。

○ テロの温床を除去するために、アフガニスタンの実態を踏まえた支援策を検討し、「貧困の根絶」と「国家の再建」に主体的役割を果たす。

10．憲法

○ 唯一の被爆国として、日本国憲法の「平和主義」をはじめ「国民主権」「基本的人権の尊重」の三原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる。

以上

平成22年度予算重要要点

平成22年度予算は、民主党政権が誕生して初めての本予算である。「国民の生活が第一」の基本理念に立って、政策や予算の旧来の優先順位を一新することが、国民の負託に応える我々の責務である。

無駄遣いの根絶、不要不急な事業の徹底的な見直しを行い、新しい優先順位に基づいて全ての予算を組み替えて財源を抽出し、国民に約束したマニュフェストを誠実に、そして着実に実現していく必要がある。

子育て・教育、年金・医療・介護の充実や、地域の活性化に重点を置き、国民一人ひとりに直接手を差し伸べることによって、生活の安定を図り、希望を生み出していく。政権交代で我々が国民に約束した、こうした政治の実現のため、政府に対し、特に以下の点に留意して予算編成を行うよう求めるものである。

1. 重点要望

① 子ども手当

子育ての心配をなくし、社会全体で子育てを応援するため、「子ども手当」は、初年度、子供一人当たり、月額13,000円とし、地方には新たな負担増を求めない。所得制限については、その限度額は予算編成にあたり政府与党で調整し決定する。

② 高校無償化

みんなに教育のチャンスを与えるため、公立高校生の授業料を無償化し、私立高校生には年額12万円（低所得者世帯は24万円）を助成する。また、所得制限は設けない。

③ 農業戸別補償制度の導入

食の安全を確保し、わが国の農村を再生するため、戸別所得補償制度の早急な導入が必要である。要求額を確保することとし、その財源を確保するためにも、土地改良事業に偏ってきた農業予算の大転換を求める。実施に当たっては、現在の交付金水準を下回らないようにする。

④ 地方財源の充実

地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにするため、三位一体改革で削減された地方交付税と地方の歳出を復元充実する観点から、平成22年度から、所得税の税源移譲に際して削減された交付税相当額1.1兆円に見合う交付金制度を創設する必要がある。このため、公共事業について、既存の直轄・補助事業を見直し、自治体の創意工夫で社会資本整備をはじめとして原則として

自由に使える、1.1兆円を上回る規模の使い勝手の良い新たな交付金を国土交通省・農林水産省において創設する。

⑤ 過疎法の延長

平成21年度で過疎地域自立促進特別措置法が失効する過疎対策については、過疎地域の現状を踏まえつつ必要な支援を行い、過疎対策に切れ目が生じることのないよう所要の立法措置を講ずる。

⑥ 国と地方の協議の場の設置

国と地方の協議の場を、地方公共団体の意見を踏まえつつ、法律に基づき設置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべきである。

⑦ 整備新幹線の整備

整備新幹線の整備については、各地域の要望が極めて強いことを受け止め、早期開業のため必要な予算措置を講ずる。

⑧ 高速道路の整備

(1) 平成22年度において、高速道路会社による高速道路整備を推進するため、利便増進事業を抜本的に見直すとともに、いわゆる新直轄事業を取り止め、これに見合う額を国が高速道路会社に対し支援する。また所要の法律を手当てする。

(2) 平成23年度以降の新たな高速道路建設促進の枠組みとして、全国統一の料金設定、国の高速道路建設の高速道路会社への一本化をはかるとともに、地方自らが、必要とする高速道路建設を行うことができるようにするための国の支援策を検討し、来年6月中に政府として成案を得る。

⑨ 診療報酬の引き上げ

全国で発生している医療崩壊を防ぐため、地域医療を守る医療機関の診療報酬本体の引き上げが必要である。

特に、救急医療や不採算医療を担っている大規模・中規模病院の経営環境を改善するため、格段の配慮を求める。また、医療を現場で支えている看護師の待遇、生活の医療である歯科医療についても診療報酬の引き上げが必要である。

⑩ 介護労働者の待遇改善

介護の必要な高齢者に良質な介護サービスを提供する必要があり、とりわけ介護労働者の待遇改善が図られるべきである。

⑪ 障害者自立支援法廃止

障害者自立支援法の廃止に際して、障害者の負担が増加しないよう配慮すべきである。

⑫ 肝炎対策の予算確保

肝炎患者が受けるインターフェロン治療の自己負担額の上限を引き下げるとともに、インターフェロン以外の治療（核酸アナログ製剤）に対する支援に取り組み、要求額180億円を確保する。

⑬ ガソリンなどの暫定税率

現在、石油価格は安定しているので、ガソリンなどの暫定税率は現在の租税水準を維持する。ただし、平成20年度上半期のような原油価格の異常高騰時には、国民生活を守るために暫定税率の課税を停止することができるような法的措置を講ずる。

自動車重量税については、暫定分の国分について、環境のことも考えながら半分程度の減税を行うべきである。

⑭ 高速道路の無料化

高速道路の無料化については、割引率の順次拡大や統一料金制度の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。

⑮ 国直轄事業の抜本的見直しと地方負担金の廃止

国直轄事業が担うべき範囲の抜本的見直しに応じて、同事業に対する地方負担金を廃止する。その第一歩として、平成22年度は、維持管理負担金の廃止を決定すべきである。

⑯ 租税見直し

不透明な租税特別措置を見直し、効果の乏しいもの、役割を終えたものは廃止すべきである。

⑰ 土地改良予算の縮減

土地改良事業費は要求額4,889億円を半減することとし、所得補償制度等の財源とする。同時に、農業予算の大転換を求める。

⑱ 環境税

環境税は、今後の検討課題とする。

2. 予算編成において政府・与党の調整を要する課題

① 「協会けんぽ」の財政

② A重油の免税措置

③ オーナー課税

④ バス・トラックへの助成金

⑤ タバコ税の増税

２　社会民主党

○平成２１年　９月　９日　　民主党、社会民主党、国民新党の三党が、連立政権樹立で合意

３　国民新党

○平成２１年　９月　９日　　民主党、社会民主党、国民新党の三党が、連立政権樹立で合意

４　自由民主党

○平成２１年　４月１０日	古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が自由民主党の保利政務調査会長等に対し要請活動
○平成２１年　５月１８日	古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が自由民主党の細田選挙公約作成委員会委員長に対し要請活動
○平成２１年　６月１８日	会長、古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）等が自由民主党の細田幹事長等に対し要請活動
○平成２１年　８月　７日	地方分権改革に関する公開討論会

５　公明党

○平成２１年	４月１０日	古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が公明党の山口政調会長に対し要請活動
○平成２１年	６月１８日	会長、古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が公明党の太田代表等に対し要請活動
○平成２１年	８月　７日	地方分権改革に関する公開討論会